

## 新潟県燃料油価格高騰等対策支援金 Q & A (一般貨物自動車運送事業者)

### 1. 申請書類について

Q. 車検証の写しについて、有効期間が満了している場合も添付が必要か。

A. 申請日時点において車検の有効期間が満了している車両については「運行を継続する車両」には該当しないため、本支援金の対象にはなりません。したがって、当該車両に係る車検証を添付いただく必要はありません。

言い換えると、支援金を申請する車両については、必ず有効期間内の車検証を添付いただく必要があります。

ただし、新潟県トラック協会に加盟している事業者は、車検証の提出は不要です。

### 2. 交付対象者について

Q. 新潟県トラック協会に加盟していなくても、支援金の交付対象となるか。

A. 協会の加盟・非加盟にかかわらず、交付対象者の要件を満たしていれば対象となります。

Q. 霊きゅう運送事業と一般貨物自動車運送事業を兼業している場合も支援金の交付対象となるか。

A. 霊きゅう限定の場合は対象となりませんが、一般貨物自動車運送事業を兼業している場合は、対象となります。

Q. 市町村が実施する同様の支援金事業の交付を受けている場合であっても、支援金の交付対象となるか。

A. 対象となります。

### 3. 交付対象車両について

Q. 貨物軽自動車も交付対象となるか。

A. 対象となりません。交付対象車両は、貨物普通自動車、貨物小型自動車、特種自動車です。

Q. 令和4年8月1日以降に増車や減車をした場合、交付対象台数はどのようになるか。

A. 申請できる車両の数は、申請日時点において運行を継続する車両（車検証の期限が切れていない等）の数を基本とします。ただし、令和4年8月1日時点における登録車両の数が、申請できる車両の数の上限となります。

そのため、増車した場合は令和4年8月1日時点の車両数、減車した場合は申請日時点の車両数が、申請可能な車両の数となります。

#### 4. 支援金の額について

Q. 上限となっているのはなぜか。

A. 支援金の交付は予算の範囲内で実施することから、全体の申請状況によっては、上限額まで交付できない可能性があるためです。

Q. 早い時期に申請をすれば上限まで交付されるのか。

A. 申請期間を終えた後、全体の申請状況に応じて支援金の額を決定するため、早い時期に申請することで上限まで交付されるわけではありません。